

Myles Kempas

Dear person of the Intergovernmental Negotiating Committee (INC)
Ambassador Luis Varas Valderrama

10th September 2024.

RE: Effects of plastic pollution in our Environment:

Dear Sirs, This plastic pollution spreads, we will not have food. Fish are being be eaten plastic. Our parent will not have money to pay our school fees. And poles help us.

Thank you!

Yours Sincerely,
Myles Kempas



プラスチック条約 INC 5結果

2025年2月 JPRSIセミナー

水・大気環境局 海洋環境課 プラスチック汚染国際交渉チーム



目次

- INC5に至るまで（条文案）
- 各国のポジション・構図
- 結果概要とその原因
- 個別条文、最終局面、今後へ



INC5に至るまで



UNEA決議で条約策定が決定 2024年末目標に

2022年3月の国連環境総会（UNEA）で、法的拘束力のある国際文書（条約）を策定するための **政府間交渉委員会（INC）** の設置を決議。**2024年末までの作業完了（条文案の合意）を目指す**ことが盛り込まれた。

決議内容

条約に盛り込む事項（抜粋）	INCで議論すべき事項（抜粋）
<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフサイクル全体をカバーする包括的アプローチ ・ 持続可能な生産と消費（製品設計や適正な廃棄物管理、循環経済手法を含む） ・ 国別行動計画（策定・実施・更新） ・ 途上国支援（能力開発・技術・資金） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金メカニズムのあり方 ・ 国別の事情に基づく猶予・配慮等 ・ プラスチック汚染に関する科学的、社会経済的情報の提供メカニズム



政府間交渉委員会（INC）交渉スケジュール

2022年
 準備会合：5/30～6/1@セネガル（手続規則案等を策定）
INC1：11/28～12/2@**ウルグアイ**（議長選出）

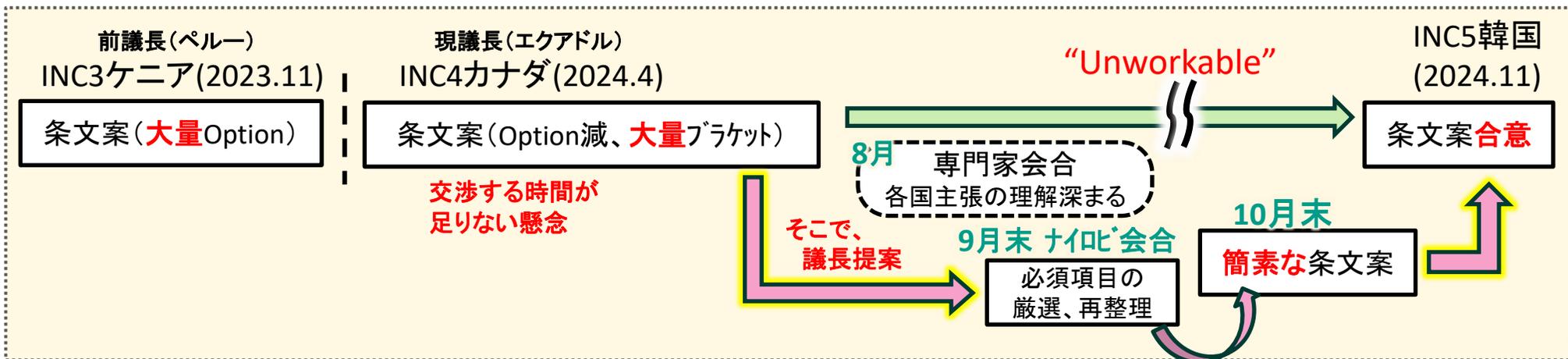
2023年
INC2：5/29～6/2@**フランス**（条文案の作成を決定）
INC3：11/13～19@**ケニア**（条文案初版を議論）

2024年
INC4：4/23-29@**カナダ**（論点ごとに交渉）
 専門家会合：8/26-30@バンコク（規制と資金を議論）
INC5：11/25-12/1@**韓国**（条文案全体を交渉）

2025年以降（今後のプロセス）
再開会合：時期・場所未定（条文案の合意を目指す）
外交会議（条約を採択「●●(地名)条約」、署名開始）

条文案の変遷

- INC3 : 最初の条文案 (ゼロドラフト) を議長が提示。→ 各国意見を反映。
 大量**オプション**付き Revised Draft Text ←
- INC4 : 大量オプションを整理。→ 大量ブラケット発生。**INC5交渉テキストと決定**。
 大量**ブラケット**付き **Compilation Text (統合条文案)** ←
 …しかし、合意にたどりつかないのでは、という懸念の広がり
- 9月末 非公式会合 : 議長が簡素な条文案を作ると提案、最後は各国反対せず。
- 10月末 : **議長ノンペーパー**として条文案提示。(但し、最大争点は条文案なし。)
 → 議長ノンペーパーを**INC5交渉の「ベース」とする**旨INC5で合意できるか焦点に。



5. Product design, [composition] and performance

a. [Product [design and] performance]

Option 0 *No text.*

Option 1

1. [Subject to their national plan and based upon national circumstances and capabilities] [and available scientific results,] each Party [shall][is encouraged to] take **[the necessary][effective]** measures [as appropriate, and in accordance to national priorities,][, including those referred to in paragraphs 2 and 3,] to **[improve and]** [promote product [performance] **[design]** to] enhance the [design] **[[circularity][and improve the composition]** of [plastic] products, including **[marking of the][the]** packaging] **[[in order to promote product performance and enhance][circularity]**, and improve the composition[of plastics and] [plastic] products, [according to national capacity of developing countries and available resources]] with a view to:

[a. [Reducing [[demand] for [and**the**] use] of [primary plastic polymers, [plastics and] plastic products] [of plastics across the value chain, including in product packaging] [and associated chemicals][**listed in annex A**][[and should always be followed by the availability of alternative material for plastic and/or non-plastic substitutes that are affordable **[accessible]**] [Improving the [circular economy][**circularity]** of plastic products and minimizing releases of plastic waste, including microplastic]];

My suggested text is:

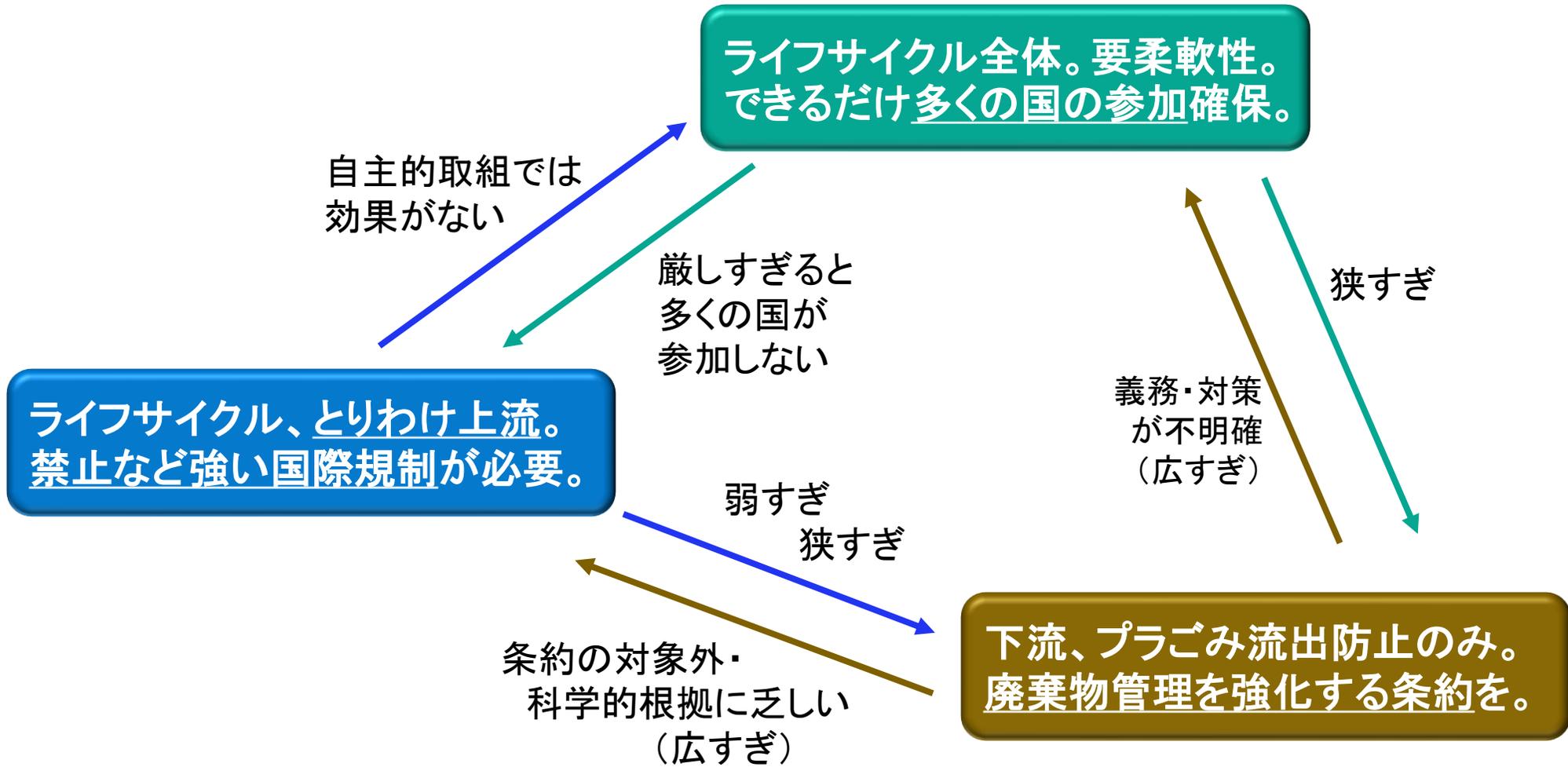
[1. Each Party is encouraged to take measures:

(a) To promote enhanced design and performance of plastic products, as well as transparency, including with respect to their chemical composition, taking into account relevant international standards and guidelines, including sector- or product-specific standards and guidelines, in order to reduce the use of primary plastic polymers and associated chemicals of concern in plastic products; and increase the safety and durability of plastics products, and the ability to reuse, repair, recycle them and to dispose of them in a safe and environmentally sound manner upon their becoming waste.

INC5における 各国ポジション・ 構図



相関図（基本型。実際は条文ごとに特徴あり）



各国の開会ステートメント要旨

- 日本: INC5で合意。議長ノンペーパーを交渉のベースに。 **多くの国が参加**する条約を。
2040年追加汚染ゼロ。使い捨てプラは削減目標を。設計、行動変容。国別計画でPDCAを。
- HAC67か国: INC5で合意。生産と消費を持続可能な水準まで削減含む、プラ汚染廃絶への道筋。
COP決定は全会一致を志向しつつ、多数決も可能とすべき。
- EU: 妥協は必要。上流の蛇口を閉め始める。プラ汚染は南北問題に非ず。
- 産油国等: 非敵対的に。対策の社会経済的影響、発展への悪影響の議論尽くす。汚染の大半は歴史的に先進国起因。共通だが差異ある責任(CBDR)。
- 太平洋島嶼国: 特有事情(被害)考慮。環境の復元。漁具。資金。廃棄物管理だけでは不十分。
議長ノンペーパーから交渉開始すべき。

企業・国際機関等

- 企業連合Business Coalition: 議長ノンペーパー強化。プラ製品・化学物質の禁止・フェーズアウト。
世界共通の製品設計やEPRのルール。(Level Playing Fieldづくり)
- 世界保健機関WHO: 健康を含め保健医療セクター丸ごと除外に反対。

全体の流れ ・結果概要 なぜそうなった？



プラスチック条約：第5回政府間交渉委員会（INC5）結果概要

2024年12月
外務省・環境省・経産省・農水省

- **2024年11月25日～12月1日、第5回政府間交渉委員会（INC5）が韓国・釜山において開催。**
 - 2022年の国連環境総会決議においては、プラスチック汚染に関する条約の策定について、2024年末までに作業完了を目指すとして採択。今回合意に至らず、**今後、再開会合が開催される予定。**
- ※2022年11月：INC1（ウルグアイ）、2023年5月：INC2（フランス）、2023年11月：INC3（ケニア）、2024年4月：INC4（カナダ）

1. 今回合会の議論及び結果概要

- バジエスINC議長（エクアドル）が非公式に提示した条文案を元に、INC4で作成された統合条約案も参照しつつ、**前文から最終規定に至るまで条約全体の案文について、交渉。**11月29日には、改めて議長から条文案が提示され、議論継続。
- この過程において、
 - ①目的（第1条）、製品設計（第5条）、放出・流出（第7条）、廃棄物管理（第8条）、既存のプラスチック汚染（第9条）、公正な移行（第10条）、履行・遵守（第13条）、国別行動計画（第14条）等については、具体的な文言交渉を通じて**条文案の最終化に向けた議論が進展。**
 - ②他方で、プラスチック製品（第3条）、供給（第6条）、資金（第11条）等については、**各国間の意見の懸隔が大きく、意見集約は行われず。**
- この結果、最終日の12月1日には、議長から条文案が再度提示されたものの、**合意には至らず。**このため、**今後、再開会合を開催し交渉を継続することとし、議長の条文案を同再開会合における交渉の「出発点」とすること、また、条文案全体が引き続き交渉対象であることが確認。**

2. 日本の主張・対応

日本からは、今回の合会において、

- ①プラスチックの**ライフサイクル全体での取組の促進**、②**プラスチック製品及びプラスチック製品に使われる化学物質に関する共通基準の明確化**、③各国における**プラスチック資源循環の促進**、④**環境に配慮した製品設計、リデュース・リユース・リサイクルの促進**、⑤**適正な廃棄物管理**（拡大生産者責任制度を含む）にかかる各国の義務、⑥**国別行動計画の作成・更新、報告及びレビュー**、⑦**全ての資金源からの資源動員の重要性等**について指摘しつつ、積極的に条約交渉に関与。**再開会合においても、引き続き、積極的に貢献していく旨発言。**
- 小野洋環境省参与が、アジア太平洋地域の代表理事（副議長）として地域会合を主催。

3. 今後の予定

再開会合（INC5.2） 来年以降時期、場所未定

外交会議（立候補国：エクアドル、ルワンダ・ペルー（共催）、セネガル）

1. テキストの分量の多さ（前文+ 3 2 条）
2. 議論の進め方 をめぐる議論
3. 一部の国の強硬姿勢（歩み寄りのなさ）
“You need a consensus, and you cannot have it!”

（共通の問題意識やゴール像の欠如）



INC5では議長提案の条文案を4つのグループに分かれて交渉

前文	—		
第1条	目的	第13条	実施・遵守
第2条	定義	第14条	国別計画
第3条(※)	プラ製品・プラ製品に使用される懸念のある化学物質	第15条	国別報告
第4条	適用除外	第16条	有効性評価・モニタリング
第5条	製品設計	第17条	情報交換
第6条(※)	供給	第18条	意識啓発、教育、研究
第7条	排出・放出	第19条	健康
第8条	廃棄物管理	第20条 以降	第20条:COP・補助機関 第21条:事務局 第22条:紛争解決 第23条:改正 第24条:附属書の採択・改正 第25条:投票権 第26条:署名 第27条:批准、受諾、承認 第28条:発効要件 第29条:留保 第30条:脱退 第31条:寄託者 第32条:正文
第9条	既存のプラ汚染		
第10条	公正な移行		
第11条(※)	資金メカニズムの設立を含む資金調達	附属書	
第12条	国際協力を含む、能力開発、技術支援、技術移転		

(※)第3、6、11条は意見の隔たりがあるため条文案は提示せず(条文案に含まれる要素を提示)。

CG1(上流規制)

共同議長:ブラジル・ドイツ

第3条, 第6条は意見が乖離しており、条文案がないところからスタート。

CG2(下流規制)

共同議長:ガーナ・フィンランド

誰もが必要と言うが、義務、取組内容、支援との関係など多岐にわたる論点。

CG3(資金等支援)

共同議長:パラオ・オーストラリア

第11条も条文案なしからスタート。先進国と途上国の関係性。CBDR。

CG4(実施措置+最終条項+α)

共同議長:韓国・アンティグアバーブーダ

義務vs自主。第19条 健康。最終条項:発効要件、多数決規定も論点に。

12/1 議長テキストの構成

前文	—
第1条	目的
第1条 Bis	原則とアプローチ (新規条文追加)
第2条	定義
第3条(※)	プラスチック製品 (見出しから「プラ製品に使用される懸念のある化学物質」を削除)
第4条	適用除外
第5条	製品設計
第6条(※)	[供給][持続可能な生産](見出しの代替案)
第7条	放出・流出 (releases and leakages) (見出しの修正)
第8条	廃棄物管理
第9条	既存のプラ汚染
第10条	公正な移行
第11条(※)	資金[源及び]メカニズム (見出しから「(メカニズム)の設立を含む資金調達」を削除)
第12条	国際協力を含む、能力開発、技術支援、技術移転

第13条	実施・遵守
第14条	国別計画
第15条	国別報告
第16条	有効性評価(見出しから「モニタリング」を削除)
第17条	情報交換
第18条	意識啓発、教育、研究
第19条	健康
第20条以降	第20条:COP・補助機関 第21条:事務局 第22条:紛争解決 第23条:改正 第24条:附属書の採択・改正 第25条:投票権 第26条:署名 第27条:批准、受諾、承認 第28条:発効要件 第29条:留保 第30条:脱退 第31条:寄託者 第32条:正文
附属書	

個別条文



INC5条文案「第6条 供給（生産規制）」

以前の見出しは「一次プラスチック・ポリマー」だったがポリマーを対象とするかが争点に。→議長提案として、「供給」に変更。（メディア・NGO等では「生産規制」の条文として紹介。

最新の12/1議長テキストでは 見出しは二択： [供給] [持続可能な生産]

Option 1 No Article

Option 2

[1. The Conference of the Parties shall, at its first meeting, adopt [as an annex to this Convention] a[n] [aspirational] global target to [reduce] [maintain] [manage] the [consumption and] production [and consumption] [and use] of [primary] plastic[s] [polymers] [to reduce plastic pollution through consumption] [to sustainable levels].]

[2. Each Party shall [, as appropriate] take measures across the full lifecycle of plastics to [achieve] [contribute to] the global target referred to in paragraph 1.]

[3. Each Party shall report [available] statistical data 以下略

「条文不要」の意見も含め、多くの国から書面意見提出あり。

（国別の削減目標の設定や、生産量の上限設定といった直接的な措置：議長テキストに残らず）

INC5条文案「第6条 供給（生産規制）」

条文のポイント：“a global target”として、“sustainable levels”という状態を目指す。

対象は「生産」か「**生産と消費**」か？

具体的な目標値は？

- ・太平洋島嶼国による11/26提案：生産を **2040年までに2025年比で40%削減 “40 by 40”**
- ・他の提案には具体的な目標値の記載はなく、（1）条文交渉時に定めるべく **[X]** とする提案、
または（2）**記載なし**（COPで決定？定性的？）
- ・目標に法的拘束力がないことを示す **”aspirational”** を target の前に追記する提案も

目標の達成方法？

Each Party shall take measures **across the full lifecycle** としており（パラ2）、
生産量そのものに**直接キャップをかけるのではなく、使い捨てプラ製品（SUP）削減など需要面での対策も想定**したもの（＝結果的に生産量が減ったと言えれば良い）。

生産量、輸出入量等の**報告義務は課す**。 → **「生産規制」という表現はミスリード？**

もはや（省エネならぬ）「省プラ」？

（日本は**見出しを「持続可能な生産と消費」と**することを提案）

INC5条文案「第3条 プラスチック製品（と懸念ある化学物質）」

特定のプラスチック製品や化学物質に対する規制。従来は別々の条文

10/29議長ノンペーパーで一本化。 → 12/1議長テキストでは、化学物質関連の記述はごく僅かに

対象として想定されたもの

●（問題のある）プラスチック製品

- ・使い捨てプラ製品（SUP）...全般ではなく「ストロー」、「カトラリー」、「綿棒」など
- ・マイクロプラスチック...洗い流し目的で意図的に使用された**マイクロビーズ**に限定
- ・発泡スチロール...EPS、XPSの食品・飲料容器（←循環利用ケースもあり、対象とすべきでないという意見も）
- ・酸化分解型プラスチック

●懸念ある化学物質 ← 強い反対もあり、あまり議論進まず。

- ・フタル酸エステル
- ・鉛・カドミウム
- ・ビスフェノールA（BPA）

...いずれも 玩具、子供用品、食品接触材料への使用についてのみ（...少なくとも今は）

（日本では食品衛生法等で措置済み）

INC5条文案「第3条 プラスチック製品（と懸念ある化学物質）」

英国、スイス、米国、中国、ロシアを始め10か国以上が条文案を提示。

・問題のある**プラスチック製品**：特定の**使い捨て製品（カトラリー等）**を念頭に議論が進展。

→ どういう基準・考え方で対象とすべきかの認識は**収斂しつつある**（流出性、人・環境悪影響等）。

（なお、**日本はリスト化よりも基準の合意を重視・優先する主張**）基準の詳細等の議論は専門委員会で

・懸念ある**化学物質**：少数かつ用途を限定したリスト提案：一部から条約の対象外との**強い反発**残る。

禁止・フェーズアウトを前提

英国は製品の、スイスは化学物質のリストを提案。

- ・多くの国で**禁止・規制済み**のものを選定
- ・今後**新たな対象を追加**する場合の基準案も明記
- ・禁止・フェーズアウトできない国に対し、**同等の効果の実現**を求める。（水俣条約第4条第2項に似た構想）

措置は各国が選択

米国は**国際的に共通のリスト**だが、各国の**措置は選択制**とする提案（禁止・削減・非優遇・代替促進・悪影響防止・調査研究・普及啓発など）

VS

中国は①まずは各国規制、②**効果ない時に国際的対応**を検討する提案（**初期リストは反対**だが最終的にリスト化は**容認**）

その他

ロシアは、各国が「問題のあるプラスチック」として規制を導入するためには、環境に流出し悪影響等を起こすとの**科学的根拠を国際的に説明**する必要がある、との条文案を提案。

基準案のルーツ：「問題があり、 unnecessary プラスチック製品」



INC1文書 Plastics science (UNEP/PP/INC.1/7) p.19 Appendix I より抜粋

Problematic and unnecessary plastic items: The New Plastics Economy Global Commitment proposes the following criteria for the identification of problematic or unnecessary plastic packaging or plastic packaging components:¹¹³

- It is **not reusable, recyclable or compostable** (as per Global Commitment definitions).
- It contains, or its manufacturing requires, **hazardous chemicals**¹¹⁴ that pose a significant **risk to human health or the environment** (applying the precautionary principle).
- It **can be avoided** (or replaced by a reuse model) while maintaining utility.
- It **hinders or disrupts the recyclability** or compostability of other items.
- It has a **high likelihood of becoming litter** or ending up in the natural environment.

Short-lived plastic products refer to plastics in packaging and consumer products with the shortest average use cycles – 0.5 and 3 years.¹¹⁵ The categorization is based on average life span, so some products will have longer life spans. This category includes single-use plastic products.

Single-use plastic products are designed and produced to be used once before being thrown away or recycled.

懸念ある化学物質（最新テキストではほぼ記載なし）

【INC5での主要な論点】

- ・化学物質単独の規制 vs 製品とのセットでの規制
- ・規制対象リスト作成and/or物質選定基準設定
- ・一律禁止・フェーズアウト（+適用除外）
vs 各国実情に合わせた管理措置を選択
- ・化学物質は条約スコープ外 vs 対策上、必須要素

【INC5の結果（議長Non-Paper 12/1版）】

- ・規制対象とするプラスチック製品の基準の一つとしての位置づけ（e.g.,懸念化学物質を含むこと）
- ・物質と用途セットでの附属書リスト
（用途）玩具、子供用品、食品接触材料中の（物質）フタル酸エステル類、鉛・カドミウム、BPA
⇒ 化学物質関係記述はすべてブラケットであり、
「条文なし」オプションも残る。

表2 優先的な取り組みが求められる産業セクターと製品のバリューチェーンおよびそれぞれの懸念化学物質

	産業セクター	優先的に対応する理由	具体的な懸念化学物質の例
①	玩具などの子ども向け製品	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製玩具の普及率が高い(市販の玩具の約90%) ・口で接触することによるばく露リスクが高い ・子どもたちは成人と比べて体重が少なく、発達途中にあるため、特に影響を受けやすい(小児の脆弱性) 	フタル酸エステル類、BPA、SCCPs(塩素化パラフィン)、PBDEs(臭素系難燃剤)、ダイオキシン類、有害金属・半金属類
②	包装(食品接触材料を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品への溶出によるばく露リスクが高い ・海洋プラスチック汚染の主要発生源である 	モノマー、有害金属・半金属類、NIAS(非意図的混入物)
③	電気・電子機器	<ul style="list-style-type: none"> ・量が多い、年間約1,000万トンのプラスチック廃棄物が発生している(電気・電子機器廃棄物全体の20%に相当) 	過去に添加剤として使われた残留性有機汚染物質(POPs)(PBDEs、HBCDDなど)
④	自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック使用量が増え続けている(例:乗用車では、1980年代に一台あたり100kgだったプラスチックの平均使用量が2014年には200kgまで増加) 	車の室内の空気やほこりに含まれる有害金属・半金属類、VOCs、臭素系・有機リン系難燃剤、フタル酸エステル類(使用量が上昇し、人体へのばく露量が増加)
⑤	合成繊維素材	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックの普及率が高い—繊維製品の60%以上(2016年は約6,500万トン) ・天然繊維と比較して多くの難燃剤が必要 	PBDEs、HBCDD、SCCPs、PFOS、PFOA
⑥	家具	<ul style="list-style-type: none"> ・懸念化学物質の人体ばく露の重大な原因となる(特に子ども) ・耐用年数が長い(再利用を含めて)ため、使われなくなった添加剤も含め長期間ばく露する 	臭素系・有機リン系難燃剤
⑦	建築資材	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックの大量使用により室内空気・屋外環境が悪化する ・長期使用による長期ばく露および廃棄物管理に課題が生じる 	臭素系・有機リン系難燃剤、SCCPs、MCCPs、フタル酸エステル類、PCBs
⑧	医療機器	<ul style="list-style-type: none"> ・病院や保健施設におけるPVC(ポリ塩化ビニル)製プラスチック医療機器の広範な使用(プラスチック製の医療機器の40%)により脆弱な人々のばく露が増える 	フタル酸エステル類(DEHPなど)、ダイオキシン類(PCDDs/PCDFs)(PVCでできた医療廃棄物の燃焼により発生)
⑨	パーソナルケア製品・家庭用品	<ul style="list-style-type: none"> ・原料に大量に使用されている懸念化学物質の人体や生態系への直接ばく露が増える ・容器から製品へ懸念化学物質が移行する 	フタル酸エステル類やその他の可塑剤、NIAS(非意図的混入物)
⑩	農業・水産養殖業・漁業用品	<ul style="list-style-type: none"> ・農業や水産養殖業ではプラスチックが広く使用されているが(2018年は約1,250万トン)、その回収・リサイクルが難しく、環境へ大量に排出されている(特に多いのは農業用マルチフィルム) 	フタル酸エステル類、ビスフェノール類、ダイオキシン類(PCDDs/PCDFs)(PVC製品の野焼きから発生)

国連環境計画(UNEP)ならびにバーゼル条約、ロッテルダム条約およびストックホルム条約事務局(2023年)『プラスチックに含まれる化学物質(Chemicals in Plastics):要約と主要なポイント』(NPO法人 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議による翻訳版)より引用 https://kokumin-kaigi.org/?page_id=10921

INC5条文案「第5条 製品設計」

10/29議長ノンペーパーでは「推奨」

→日本含め多くの国が「shall（義務）」にすべきと発言。

→12/1議長テキストではshallに変更（一部は推奨を支持）

日本がこれまで提案してきた要素は最新ペーパーに反映

- ・プラスチック使用量を減らす（持続可能な生産・消費に貢献する）ための設計、リユース、リサイクル促進の設計
- ・長寿命化、リユース性、修理可能性に資する設計
- ・適正処理に資する設計
- ・環境への流出を防止する設計

を通じて循環経済アプローチを追求。

・持続可能でより安全な素材（代替プラも非プラも）や、代替サービス（使い捨て⇒リユース型など）の促進

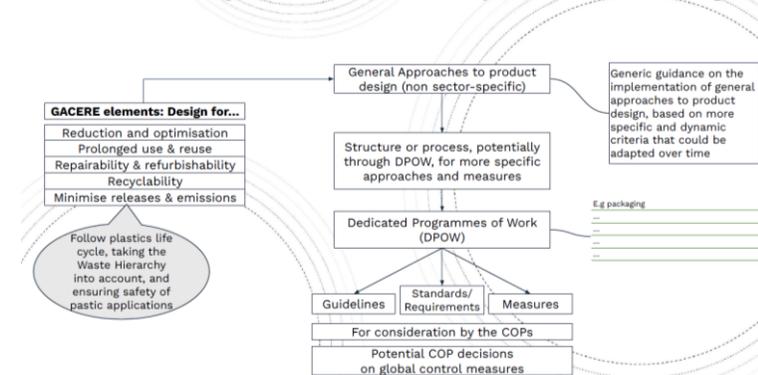
・セクター別を含む指針等をCOPで検討。

交渉と並行して、GACERE：Global Alliance on Circular Economy and Resource Efficiency、特にEU日韓、EM財団・WWF等が製品設計のあり方に関するペーパーや条文案づくりを実施。

＜条文イメージ＞

- (1) 設計の一般原則（セクター横断的）
3Rに資するものであること
- (2) セクター別に異なるロードマップを策定
例：容器包装セクター
- (3) COPでガイドライン、基準等を定める
- (4) 環境配慮設計を促進する関連制度
EPR制度、グリーン購入、
有害物質の使用禁止等

Schematic summary of the discussion at the previous virtual meeting



INC交渉の裏で一部の国が非公式に製品設計条文のあり方の議論を継続→図式化

Product design to promote:

reduce / reuse / repair & refurbish / recycle + more

Design for reduction and optimisation	Design for prolonged use and reuse	Design for repairability and refurbishability	Design for recyclability	Additional elements
				Design to minimise releases and emissions
<ul style="list-style-type: none"> ●Reduce demand for chemicals ●Reduce demand for Primary Plastic Polymers ●Essentiality ●Resource efficiency ●Excluding non-circular elements 	<ul style="list-style-type: none"> ●Longevity and circularity ●Durability (and repair) ●Reusability ●Refillability ●Repurposeability 	<ul style="list-style-type: none"> ●Repairability ●Disassembly and reassembly ●Refurbishability 	<ul style="list-style-type: none"> ●Material choice and improved composition ●Design for mono-material ●Chemical simplicity ●Safety and colour ●Compatibility of materials ●Contamination ●Enhanced recycling processes ●In practice and at scale 	<ul style="list-style-type: none"> ●Reduce leakage ●Minimise releases & emissions ●Chemical additives and microplastics
Cross-cutting considerations - User centred design - Safety - Enhanced circularity - Waste hierarchy - Need for systems and infrastructure -				

(参考)GACEREセミナー資料より

INC5条文案（下流）「放出・流出」「廃棄物管理」「既存のプラ汚染」

下流対応の条文化に向けた議論は進展。合意には至らず。資金支援等とパッケージ化。

【第7条 放出・流出】

● マイクロプラスチック、漁具を含むプラスチックの環境中への流出・放出への対処を求める規定。

⇒ 西欧諸国・一部途上国は、他条文でカバーできないプラ・化学物質の**汚染源管理**に期待

⇒ 日本は**排出源や経路の特定に向けた調査**を重視

⇒ 太平洋島嶼国やパナマ等は元々独立条文を提案していた**漁具対策**の**パラ追加**を提案

⇒ 中東諸国・ロシアは、**廃棄物管理**の条文での**統合**を支持

【第8条 プラスチック廃棄物管理】

● プラスチック廃棄物の適切管理の義務化。分別・回収・リサイクル・処理等のシステム構築や施設整備、リサイクル目標の設定、不法投棄の防止、EPRの導入等を求める規定

⇒ 一部中東諸国は廃棄物管理の義務化（shall）に反対

⇒ **EPR（拡大生産者責任）の導入**にはほとんどの国が賛同。

⇒ 日本は**義務規定、熱回収・処分までのヒエラルキーに沿った対応、EPR対応、不法投棄防止等**を主張

【第9条 既存のプラスチック汚染】

● 海ごみ等の環境中に流出しているプラごみの調査・評価・特定・回収や国際協力を求める規定。

⇒ 島嶼国は、他国からの海ごみ流入が多いため、**国際協力**で対応すべきと主張

⇒ 各国の意見を踏まえて**自国内の各国によるプラ調査・回収と国際協力の2本立て**に（日本も主張）

⇒ 中東諸国・中国は**先進国の責任追求とLegacy Plastic**という名称にすることを主張

他の条文案の状況（議長ノンペーパー12/1版）

第2条 目的

- ・UNEA決議5/14のタイトルにもなっている”to end plastic pollution”への言及。
11/29: ...objective is to end plastic pollution, ...in order to protect human health and env.
12/1 : ...objective is to protect human health and environment from plastic pollution...
（各国に”to end plastic pollution”を復活させるべきと発言してほしい議長の思惑か？）

第11条 資金（次スライドも参考）

- ・すべてブラケット入り：先進国が途上国に；他の資金源からの貢献の奨励；新規基金の設立等

第14条 国別計画、第15条 報告、第16条 有効性評価（次スライドも参考）

- ・国別計画の策定を義務とするかはブラケット付き。（多くは義務を支持。産油国等一部のみ反対）
- ・報告及び定期的な有効性評価は義務（shall）となっている。（同上）
- ・途上国について、これら計画・報告の義務の**実施は支援の程度による**（実施できない場合は支援が不足しているため）との文言あり。また、産油国を中心に、先進国のみに義務を課すべきといった発言もあり。

第11条～32条 実施手段・実施措置・最終条項

伝統的（?!）な議論

第11条 資金 [源 及び]メカニズム（対立の溝深し。AGN提案ベース）

第12条 国際協力を含む、キャピタル、技術支援及び技術移転
（締約国の協力が努力義務から義務へ。技術移転メカニズムの明記）

第13条 実施及び遵守（非懲罰的）

プラ条約は 廃棄物条約？ 化学物質条約？
ボトムアップ？（e.g. パリ協定） トップダウン？（e.g. 水俣条約）
新しい交渉戦略？ —— あらゆる条文に支援とのリンク

第14条 国別計画（計画の策定が義務か努力義務かでブラケット。義務的事項以外も対象になりうる
記述へ。定期作成かどうかは明記されず。※途上国の履行度合いは支援の度合いによる旨が明記）

第15条 報告（報告は義務。定期的な報告、国別報告とのリンクが明記。※同じ）

第16条 有効性評価（定性的な評価に）

第17条 情報交換（情報交換の促進が各国の義務から締約国の推奨事項に（encouraged to））

第18条 公表情報、普及啓発、教育及び研究（プラモニタリングの必要性は同意するも、調査・モニタリングの義務化には途上国警戒）

プラ汚染の何が問題なのかの**共通認識？**
意見対立が埋まらないジレンマ

第19条 健康（← 対立あり。No Article オプションが残った。力尽きてる感が隠せない文案）

「国際法」とは？ ・原則 ・コンセンサス ・署名/批准

第20～32条 最終条項（スタンダードが通じない?!（事務局の役割として途上国支援を特だしする、発効に必要な国数や期間について先例のない数字を呈示するなど））

最終局面



最終局面（中南米、EU、アフリカ、島国等の「100+ステートメント」）

● 野心を持って立ち上がる声明（ルワンダ含む85か国）

- ・義務規定排除を求める **small group of countries** に対する強い懸念。
- ・① COP1で **生産のグローバル目標** を定める。 **ライフサイクル全体の取組** で達成する。
- ・② **最も有害な** プラ製品及び化学物質のフェーズアウト。
- ・③ 野心的・効果的な **支援**。あらゆる資金源から。特に最貧国と小島嶼。
- ・④ 全会一致が無理なら「通常の国連手続き」（注：多数決）で決定を。
- ・ **自主的取組のみの条約は受け入れられない。**

● 一次プラスチック・ポリマーに関する宣言（パナマ、ミクロネシア、フィジー、EU主導、89か国）

- ・持続不可能な生産を続ければ、プラ汚染廃絶と気温1.5°C以内は達成不可能。
- ・① 持続可能な生産 **水準の実現**、② 生産量等の **報告**、③ 生産に関する **グローバル目標**（生産量上限、基準年比削減等）

● プラスチック製品及び懸念ある化学物質に関する宣言（メキシコ含む94か国）

- ・ **最も有害な** プラ製品及び化学物質の **フェーズアウト**。明確な法的拘束力ある **義務として**。
- ・効果的な条約に必須の欠かせない要素。

What Next?

- 再開会合（INC5.2）の時期・場所は未定（ホスト国、他の環境会議との日程調整）
・産油国等からは「早くても夏頃」の声。
⇒ **このまま開いても同じ結果になる、という懸念。**
- INC4～INC5にかけてと同様、非公式会合等を通じた対話が重要な役割を担う可能性。
交渉プロセスの相談、着地点の模索。
・INC5結果を受けて、また、他の事情によって**ポジションが変わる国も。**
- （可能性は低い）今の議長テキストが条約になった場合...死活的問題は何か？
- 逆に、**交渉が難航する場合**、何が起きる？ 環境への流出が続く。
・（市民の声を受け）条約を待たずに**独自に規制強化**？
→ プラスチック版、炭素国境調整（CBAM）、環境の名の下に保護主義・関税？
プラスチックをめぐる各国規制・措置の一層のフラグメンテーション・断片化？
- INC5後のBusiness Coalitionステートメント：「全員受入可能だが影響力がない条約」よりも、大半の国が求めている、**強い国際ルールと包括的な資金メカニズム**を。

← **日本の基本方針：** 大量消費国・排出国を含む多くの国が参加する、実効的な条約を。

アジア太平洋地域グループ（APG）

- ・東アジア、東南アジア、南アジア、中央アジア、中東諸国、太平洋島嶼国で構成。5地域グループの中で**最大かつ最も多様**（他はアフリカ、中南米、西欧その他、東欧）。**消費・流出も世界の約半分**。
- ・代表：小野環境省参与（日本）、アルバラク氏（サウジ）
- ・**日本はAPGボランティア事務局**を務め、地域会合の開催、共同ステートメントづくり、INC議長との意見交換、議事の解説等を通じ、各国の交渉への積極参加をサポート。

INC5 APGステートメント要旨

- ・INC5で合意目指す。
- ・議長ノンペーパーはappreciate（注：ベースとは言わず）。バランスのとれた効果的合意を目指す。
- ・全条文についてinclusiveな議論を期待。
- ・人の健康や環境をプラ汚染から守る上で他条約との重複を回避する必要。強靱で促進的でバランスのとれた枠組み、義務と支援の明確化を重視。
- ・環境目標と経済・社会とのサステナブルな調和。



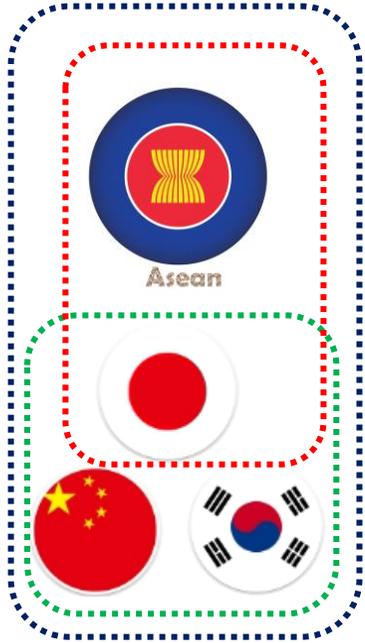
APG会合 最終日でもこの人数



国際協力 (と国 内取組事例の一部)



プラスチック汚染対策に係る国際協力 (ASEAN案件中心)



ASEAN+3 海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ 2018～

1. プラスチック廃棄物管理と3Rの改善
2. 海洋プラスチックごみに関する意識向上、研究・教育の促進
3. 地域的・国際的協力の強化

日ASEAN プラスチック汚染に関する協力アクションアジェンダ 2023～

- 1) **国家行動計画**の策定・実施の支援
- 2) **科学的知識**の集約と評価の促進 (環境中プラのモニタリング他)
- 3) **啓発**：関係するステークホルダーとの包括的な議論
- 4) **ERIAを通じた知識共有と能力開発**の強化



その他、ベトナム、インドネシアとはプラスチック汚染対策に関する二国間協力文書を締結、東南アジア諸国を対象とするモニタリング技術研修を実施。中国とは例年海ごみに関する専門家会合を開催。

TEMM 日中韓三カ国環境大臣会合

- ① **政府間交渉委員会 (INC)** において建設的な役割を果たす決意
- ② **科学的データ**等を共有することの重要性を認識

日中韓三カ国による環境協力のきずなをアジアへ、そして世界へ。



TEMM24で共同コミュニケが採択 (気候変動、生物多様性、プラスチック汚染対策等)



G20 第5次海洋プラスチックごみ対策報告書 2023

- 30カ国、国際機関・NGO10団体による報告を共有
- 海洋プラスチックごみに関する**国家行動計画**や**具体的な指標**等



ASEAN地域における海洋ごみ削減対策支援事業 (JAIF)

2019

2020

2021

2022

2023

2024 ~

World Bank

Formulating Regional Action Plan

ASEAN Regional Action Plan

UNEP ROAP/UNDP

Leakage and hotspot study in Mekong Region and Vietnam

ASEAN

Implementation of NAP and Dissemination of Project Outcomes

JAIF Phase1 (Jun 2019-Sep 2020)

JAIF Phase2 (2021- two years)

1. 国別行動計画のアウトライン作成
2. 流出経路モデルと現状に関するレビュー
3. 廃棄物管理プログラムの開発
4. モニタリング手法と取組に関するレビュー
5. ワークショップ開催

1. 国別行動計画の策定 (カンボジア他)
2. 廃棄物管理の能力開発 (カンボジア他)
 - ・発生源／流出経路の特定
 - ・能力開発プロジェクト
 - ・廃棄物管理改善の推薦事項作成
3. ASEAN地域ワークショップ、成果の普及

- モニタリング研修
- モニタリングマニュアル作成 (インドネシア、ベトナム)

MOEJ (2020-2021)

Phase 3 (TBD, 2023 -)

1. 国別行動計画の施行
2. モニタリングの能力開発とマニュアルの配布
3. ワークショップ及び普及活動

UNESCAP Closing the Loop

TEMM framework (Japan & China & Korea)

Regional Knowledge Center

for Marine Plastic Debris for ASEAN plus 3 framework

Sharing to ASEAN, ASEAN+3, etc.

Marine Initiative

各省の取組の外務省とりまとめ

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実現のための「マリーン(MARINE)・イニシアティブ」

- G20大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン (2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとすることを旨とする)」の実現に向け、安倍総理は同サミットにて、日本は途上国の廃棄物管理に関する能力構築及びインフラ整備等を支援していく旨を表明。
- そのため日本政府は、①**廃棄物管理**、②**海洋ごみの回収**、③**イノベーション**及び④**能力強化**に焦点を当てた、世界全体の実効的な海洋プラスチックごみ対策を後押しすべく、「マリーン(MARINE)・イニシアティブ」を立ち上げる。

【海洋プラスチックごみ対策の重点】

①廃棄物管理	Management of wastes
②(海洋ごみの)回収	Recovery
③イノベーション	Innovation
④(途上国の)能力強化	Empowerment

➡「**MARINE**」と総称

主に以下の施策を通じ、**廃棄物管理**、**海洋ごみの回収**及び**イノベーション**を推進するための、**途上国の能力強化**を支援していく。

1. 二国間ODAや国際機関経由の支援等の国際協力

- ◆ 廃棄物法制、分別・収集システムを含む**廃棄物管理・3R推進のための能力構築や制度構築**、リサイクル施設や廃棄物発電施設を含む**廃棄物処理施設**などの質の高い**環境インフラの導入**のため、ODAや国際機関経由等の支援を行う。
- ◆ 世界において、**2025年までに、廃棄物管理人材を10,000人育成**する。

(例)



法制度・政策、管理ガイドライン等の策定・運用に関する技術協力



清掃職員への研修



ごみ収集車の提供



最終処分場の整備のための技術協力



覆土によるごみの飛散・流出を防止

2. 日本企業・NGO・地方自治体による活動の国際展開

- ◆ 廃棄物処理関連施設等の**インフラ輸出**や、プラスチック代替品やリサイクル技術等に関する**イノベーション・技術導入の支援**等のため、産業界と連携した国際ビジネス展開や、NGO・地方公共団体との連携を推進する。



(例) 廃棄物発電施設



海洋生分解性プラスチック



紙製バリア包装材

3. ベスト・プラクティスの発信・共有

- ◆ 関連の国際会議(国連海洋会議、アジア太平洋3R推進フォーラム等)やイニシアティブ等を通じ、廃棄物管理、海洋ごみの回収及びイノベーションに関する日本の官民の取組における**ベスト・プラクティス(経験知見・技術)**を発信・共有する。
- ◆ ASEAN諸国に対し、「**海洋プラスチックごみナレッジセンター**」の設立を通じて、本件対策に関する知見の共有を促進する。

我が国の環境インフラ輸出の柱である循環インフラ輸出のため、ASEAN等インド太平洋地域の途上国に対し、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル等に係る制度・技術・経験をベースに、**制度・技術・人材育成等をパッケージ**で支援し、**適切な廃棄物管理やインフラ整備**につなげ、我が国循環産業の国際展開を推進する。

二国間協力

制度整備等の支援例

- 【ベトナム】
- 技術ガイドラインの策定
 - 廃棄物搬入計画策定等

- 【インドネシア】
- 廃棄物PPP事業の入札調達補助（調達書類や評価基準作成等）による案件形成

- 【フィリピン】
- 廃棄物発電施設導入ガイドライン策定等

- 【モザンビーク】 2019年2月、土地・環境・農村開発省と都市廃棄物分野における協力覚書を締結



多国間協力

アジア太平洋3R・循環経済推進フォーラム

- 第11回会合を2023年2月、カンボジアにて開催。政府、国際機関、民間企業、研究機関、NGOなどから約400名(38か国)が参加。
- 第12回会合は2025年3月、インドジャイプールにて開催予定。ハノイ3R宣言（2013-2023）に続く新たな宣言を採択予定。

【主な取組状況】

ミャンマー及びベトナムにおけるJCM資金支援事業による廃棄物焼却発電施設の設計・建設

- ヤンゴン市：60 t/日の廃棄物発電が2017年に竣工
- バクニン省：500 t/日の廃棄物発電が2024年1月完工



インドネシアでの廃棄物発電導入支援プログラム

- 廃棄物発電に係る技術ガイドライン策定、廃棄物管理研修及び日尼合同委員会開催等、包括的な支援を実施
- 西ジャワ州でPPPによる廃棄物発電プロジェクトを支援。

「アフリカのきれいな街プラットフォーム」

- 廃棄物管理に関する知見の共有とネットワーキング等を実施
- 環境省・JICAが中心となり、2017年に設立
- 2020年、モザンビーク・マプト市の最終処分場で、福岡方式を適用した改善工事（フェーズ1）が完了



環境中プラモニタリングや海ごみ対策に関する二国間協力

- 大臣級を含む二国間での政策対話を通じて協力関係を構築
- 海洋ごみに関する政策対話の実施国（2020年～2025年現在）
中国、インドネシア、ベトナム、フィリピン、ミャンマー、タイ、インド、サウジアラビア等

インドネシア

- 覚書に基づく海洋モニタリングに関する協力
(共同調査、技術研修、マニュアル作成)



- ASEAN地域でのワークショップの開催



ベトナム

- 覚書に基づく海洋モニタリングに関する協力
(共同調査、技術研修、マニュアル作成、データ共有)



中国

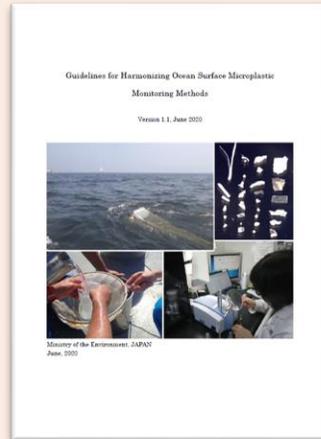
- 専門家を交えた日中間協議／共同調査



海洋プラスチックごみのモニタリング手法及びデータの調和推進

漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法 調和ガイドライン (2019年初版公表)

- 対策の基盤となる科学的知見として、海洋表層を漂流するマイクロプラスチックの調査データを比較可能にするため、サンプリング及び分析において必要な要件をまとめた国際ガイドライン。
- 国内外の専門家との議論、既存ガイドラインのレビュー、室内実験及び調査船による実証プロジェクトを経て作成（国内外25名の研究者により執筆）。



http://www.env.go.jp/water/post_76.html

Atlas of Ocean Microplastics (AOMI)

(2024年5月公表)

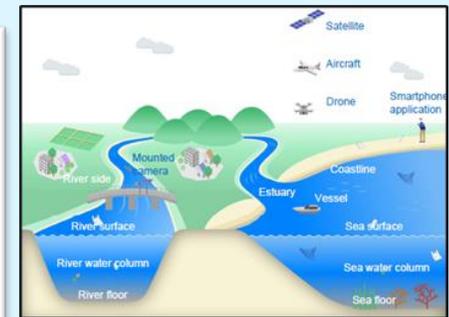
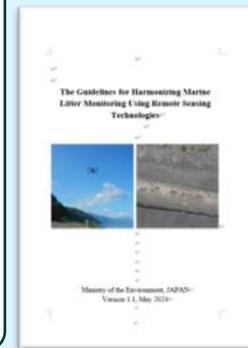
- 海洋表層を漂流するマイクロプラスチックのモニタリングデータを国内外から収集・受入れ、調和ガイドラインに沿った比較可能な状態に整理。
- オープンデータとして提供するとともに、地球規模の分布状況を二次元マップとしてビジュアル化。
- 世界的なデータの集約と利用促進を図る。



<https://aomi.env.go.jp/>

リモートセンシング技術の活用による海洋ごみモニタリング調和ガイドライン (2024年初版公表)

- 陸域から海域への流出実態把握のために、広範囲を継続的かつ効率的に調査可能なモニタリング・分析手法の一つとして、リモートセンシング技術を活用した画像データの採取及び画像分析において必要な要件をまとめた国際ガイドライン。
- 初版では、UAV（ドローン）、固定カメラ、航空写真等のリモートセンシングによる画像データ取得技術のうち、初版として海洋ごみの体積推定が可能、かつ技術的に確立しているUAVを対象に策定。
- 国内外の専門家との議論、既存研究のレビュー、実証プロジェクトを経て作成（国内外16名の研究者により執筆）



海洋プラスチックのモニタリングに関する技術研修

研修概要

- 環境省は、海洋ごみのモニタリングに関して、人材育成を目的とした技術研修を実施している。
- 2016年度から2019年度、2023年度以降は、日本において調査船での実海域調査実習、研究室での分析実習等を行う2週間程度のプログラムを実施。2020年度から2022年度は、新型コロナウイルスの影響によりオンラインにて研修（日本の専門家による漂流ごみ、漂流マイクロプラスチック、漂着ごみ、海底ごみのモニタリング手法等の講義）を実施。2024年度までに計114名が参加。

これまでの実績

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
ロシア 2名 中国 1名	インドネシア 1名 タイ 2名 中国 2名	インドネシア 1名 タイ 1名	インドネシア 4名 ベトナム 3名 カンボジア 1名 タイ 1名	インドネシア 5名 ベトナム 4名 タイ 4名 その他 4名	インドネシア 10名 ベトナム 6名 タイ 6名 その他 5名	インドネシア 8名 ベトナム 7名 タイ 9名 その他 7名	インドネシア 3名 ベトナム 3名 タイ 3名 その他 1名	インドネシア 2名 ベトナム 3名 タイ 2名 フィリピン 2名
計 3名	計 5名	計 2名	計 9名	計 17名	計 27名	計 31名	計 10名	計 10名

研修の様子



ニューストーンネットによる漂流マイクロプラスチックの採取



漂流ごみの目視調査



実体顕微鏡下でのマイクロプラスチックのソーティングと撮影



FT-IRを用いた材質判定

発生抑制対策 自治体・企業との取組

海洋プラスチックごみの対策として、環境省では、地方自治体が実施する海岸漂着物等の回収・処理・発生抑制に関する補助事業、地方自治体と企業が連携した取組に関するモデル事業、海洋プラスチックごみ対策に関する官民の様々な取組を共有・情報発信する取組などを実施。

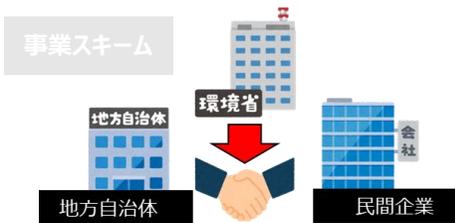
海岸漂着物等地域対策推進事業

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施



ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン 推進事業

海洋ごみの回収・発生抑制の実効性を高めるため、自治体と企業等の連携による自走性ある取組の実証を支援し、海ごみ法に沿って広く展開。漂流漂着ごみの回収処理負担の軽減や地域の魅力向上にも貢献。



- ①海ごみ対策を売りにした地域ブランドや、地元企業の海ごみ対策技術の活用等、**地域の特徴に合った事業プラン策定**
- ②**企業と自治体をマッチング**し、連携体制を構築
- ③地域住民の海ごみ問題への**理解を増進**し、住民を巻き込んだ地域おこしで**需要・参加を喚起**
- ④海ごみの回収や発生抑制の実効性向上の**効果・課題を事後検証**し、PDCAサイクルを回す
- ⑤**海ごみ対策法に基づく計画・対策のモデル**として一般化し、全国各地域での実装を促進

プラスチック・スマート（プラスマ）の展開

海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、不必要なワンウェイプラスチックの抑制や代替品の開発利用、ポイ捨てせずに分別回収・リサイクルを徹底することなど、“プラスチックとの賢い付き合い方”を全国的に推進するキャンペーンの実施。



脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (1) プラスチック等資源循環システム構築実証事業



プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品やプラスチックの使用量の削減、航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
- ② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

2. 事業内容

- ・これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- ・今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、スタートアップ企業が行うものを含め以下の事業を実施する。

① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

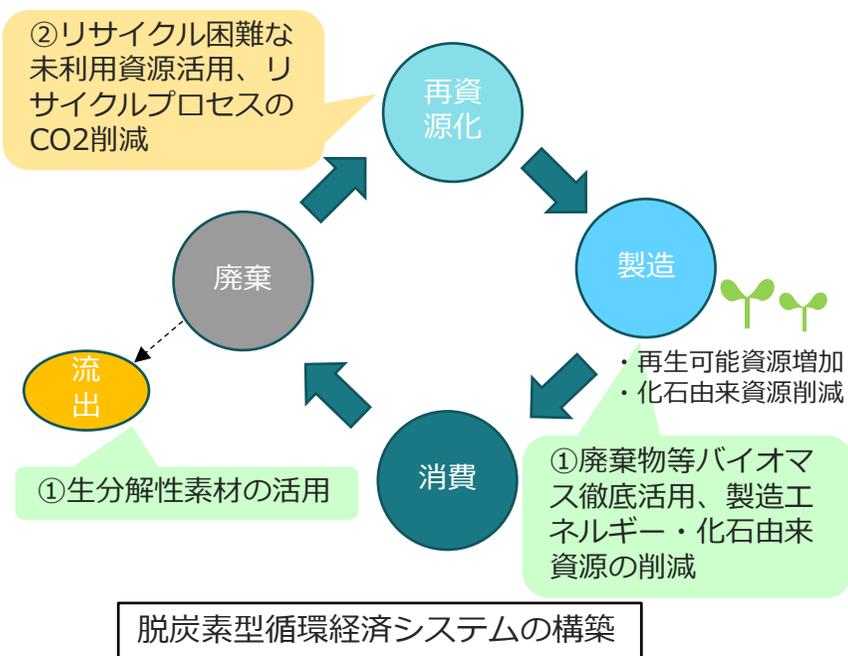
複合素材プラスチック（紙おむつ、衣類等含む）、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2）
 - 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等

- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



マイクロプラスチック・スマート懇話会

関係省庁・業界連携のもとで、実効的なマイクロプラ流出抑制対策を検討し、普及・展開

- 一度環境中へ流出してしまうと回収が難しいマイクロプラスチックに対して、素材代替、発生抑制、流出抑制、回収など、いま利用可能なベストアベイラブルテクノロジーを用いて、行政、業界、国民が一体となった削減対策を行うこと。
- 現時点では発生源によっては対応策が限られており、また対策の必要性についての認識も業界によって大きく異なるため、対話を通じて課題を共有し、その機運を高めること。

個別WG		繊維 R3	人工芝 R3	道路由来 R4	農業分野 R5
海外動向	INCの報告 欧州・米国のMPs規制動向 マイクロファイバーコンソーシアムの動向	INCの報告 欧州・米国のMPs規制動向 海外メーカーによる人工芝充填剤の代替素材の検討状況	INCの報告 欧州・米国のMPs規制動向 欧州の事業者団体によるタイヤ摩耗粉塵の発生・流出抑制対策の検討	INCの報告 欧州・米国のMPs規制動向 FAOの動向	INCの報告 欧州・米国・中郷等のMPs規制動向 FAOの動向
研究・取組紹介	排水中繊維状MPs測定方法の開発や洗濯機からの繊維状MPs流出実態把握に関する研究紹介 繊維くずが発生しにくい製品の認証プロジェクトや繊維くず測定方法のISO化に関する取組の紹介	人工芝由来MPsの環境中存在実態や人工芝由来MPsの発生メカニズムの検討に関する研究紹介 人工芝グラウンドからのMPs発生実態調査や発生・流出抑制に向けた製品開発の取組の紹介	道路排水由来の微粒子による生態影響や大気中MPsの存在実態に関する研究紹介	被覆肥料の流出実態に関する研究紹介	被覆肥料の流出実態に関する研究紹介
成果物	一般向けリーフレット グッド・プラクティス集	一般向けリーフレットやポスター 施設管理者向けのお知らせ グッド・プラクティス集	現状の共有・課題の取りまとめ 方向性（新素材等）の検討 路面とタイヤのMP抑制検討	現状の共有・課題の取りまとめ 方向性（新技術等）の検討	現状の共有・課題の取りまとめ 方向性（新技術等）の検討



全体会

他分野の海外動向や進捗状況を把握し、MPs流出防止対策における全体での意見交換の場

- 分野ごとの海外動向と各WGの概要について共有
- 事業者・有識者の各分野における取組状況や研究状況を共有
- 今後のMPs流出防止対策について各分野横断的に意見交換

成果物

リーフレットやポスターを作成



この成果物は、関係省庁・業界連携のもとで、実効的なマイクロプラ流出抑制対策を検討し、普及・展開することを目的として作成されました。

この成果物は、関係省庁・業界連携のもとで、実効的なマイクロプラ流出抑制対策を検討し、普及・展開することを目的として作成されました。

マイクロプラスチック削減に向けたグッド・プラクティス集

- マイクロプラスチックの発生抑制、流出抑制及び回収に資する日本企業等の取組や技術を取りまとめ
- 現時点で利用可能な最良の技術やノウハウを、国内、さらには国外に発信していく（日本語版/英語版）



グッド・プラクティス

CASE 01

株式会社アダストリア
繊維くず流出抑制効果を高めた洗濯ネット「FIBER HOLD BAG」の販売

洗濯時に洗濯ネットを使用すると、衣類の傷みを抑え、同時に、プラスチックである繊維くずの流出を抑制できます。(株)アダストリアは、洗濯ネットを使用した場合に比べ、繊維くずの流出を約80%抑制する洗濯ネット「FIBER HOLD BAG」を企画・販売しています。

一般的な洗濯ネットの網目が7mm程度なのに対し、0.05mmとすることでより微細な繊維くずをキャッチすることができるとしています。さらに、洗濯機送及上下にフラスターを付与することで、内側に溜まった繊維くずが衣類に引っかかるといった状態にならず、衣類と繊維くずを別々に取り出しやすい作りをしています。また、1,500〜2,200円と手の届きやすい価格設定にし、こうした取り組みが広がることを目指しています。



洗濯ネット「FIBER HOLD BAG」

連絡先 経理企画課 CSR担当 藤本 希実
メールアドレス: ep@adastria.co.jp

CASE 02

株式会社ダイセル
セルロースでのコスメ用球状粒子代替素材開発

株式会社ダイセルでは、化粧品で使用される球状粒子（マイクロプラスチック）に代わるものとして、セルロースから製造される自然由来性材料である静電セルロースを原料とした高硬度な真珠状粒子を開発しています。独自の高度微細粒子化技術で得られる球状粒子は、表面が平滑で真珠度が高いため、一般的に従来のプラスチック製球状粒子と同様の機能を得ることができ、かつ天然由来ゆえの環境にやさしい機能が付与されています。さらにしわぼかし効果など機能を高めた多孔質粒子などバリエーション展開により、社会実装をさらに進めています。



静電セルロース製球状粒子「CELLOCEAN」



CELLOCEAN®の自然由来性

連絡先 ヘルスケアSRU 研究開発グループ 主研 大村 雅也
メールアドレス: m-omura@celco.com

マイクロプラス
グッド・プラクテ

掲載例（2021年版）

- 繊維くず流出抑制効果を高めた洗濯ネット(株式会社アダストリア)
- セルロースによる化粧品用代替素材開発(株式会社ダイセル)
- 船外機のマイクロプラスチック回収装置(スズキ株式会社)
- 人工タンパク質繊維の実用化開発(Spiber株式会社)
- 人工芝の流出抑制実証実験(住友ゴム工業株式会社)
- 被覆肥料殻を圃場外へ流出させない対策(日本肥糧アンモニア協会)
- 樹脂ペレット等の流出抑制活動(日本プラスチック工業連盟)
- セルロースによるマイクロプラスチックビーズの代替(レンゴー株式会社)

環境省-マイクロプラスチック削減に向けたグッド・プラクティス集
https://www.env.go.jp/water/post_113_00005.html

2024年度版作成中（2025年春 完成予定）

(海洋) プラスチック汚染問題とその対策に関するシンポジウム

プラスチックを含む海洋ごみ問題に関する研究の進展や成果を一般の方々に広く周知し、関心を持ってもらうことを目的にシンポジウムを開催（2020年度から5年連続で開催）

■ 2024年度

～海洋プラスチック汚染とその対策に関する最新研究動向～

環境省・環境研究総合推進費戦略プロジェクトS-19合同シンポジウム

※今年度は、環境研究総合推進費における研究課題S-19「プラスチックの持続可能な資源循環と海洋流出制御に向けたシステム構築に関する総合的研究」との合同開催として実施。

■ 概要

2024年10月2日(水) @秋葉原UDX 参加者77名

■ プログラム

① 有識者による講演

動態把握と予測（鹿児島大 加古先生）

発生源・流出経路（京都大 田中先生）

生物・生態系影響（九州大 大嶋先生）

② 環境研究総合推進費S19 報告・パネルディスカッション

バイオ素材と再生材（東北大 吉岡先生）

バイオプラスチック社会普及性（東京大 五十嵐先生）

プラスチック循環システム（東京大 中谷先生）

パネルディスカッション：

プラスチック素材の今後の在り方～プラスチック汚染対策の推進に向けて～



i i c h i k o

空のはて。

